

# 令和6年度J-クレジット売払い（第1回）に係る企画競争募集要領

令和6年8月2日

経済産業省

G Xグループ

環境経済室・G X推進企画室

経済産業省で保有するJ-クレジットの売払い先を以下の要領で募集します。

## 1. 売払い財産

経済産業省が保有する以下のJ-クレジット。

クレジット区分	売払い数量	売払いクレジットの内訳
再エネ発電 (P1, P43)	150,000 トン	個人向けの太陽光発電設備補助事業で創出された再生可能エネルギー発電起源のクレジット
省エネ他 (P2, P3, P44, P61)	50,000 トン	個人向けのコージェネレーション設備・電気自動車補助事業で創出された省エネルギー起源のクレジット

※買取を希望するクレジットについて、区分を指定することは可能ですが、内訳を指定することはできません。

なお、経済産業省が保有するクレジットを炭素価格の形成に寄与する形で流通させる目的から、本売払いによって買い取ったクレジットについて、数量・価格の公示機能を持つ取引プラットフォーム（以下、「取引プラットフォーム」とする。）において流通する予定のある者を高く評価します。

## 2. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②J-クレジット登録簿システムにおいて、クレジット保有口座を開設していること。
- ③以下の用途にクレジットを活用する者であること。
  - i. J-クレジット制度において認められた用途（温対法の調整後排出量報告、温対法の調整後排出係数の報告、カーボン・オフセット等）に利用する者
  - ii. 一旦、クレジットを買い取り、クレジットを最終的に利用する者に転売する者

## 3. 採択件数

制限なし。各社からの応募内容及び審査結果を踏まえ、1. 売払い数量の範囲内で採択します。

## 4. 応募にあたっての条件

(1) 応募件数・応募上限額等

1事業者あたり応募は1件まで可能。

1t-CO2当たりの単価は省エネクレジット1,540円/t-CO2、再エネ(電力)クレジット3,544円/t-CO2以上として算出し、1件あたり100,000,000円(税抜き)を上限とする。また、いずれのクレジットも少なくとも5,000t-CO2を買い取ることとし、いずれか一方のみの買い取りは不可とする。なお、採択された際にお支払いいただく額は、希望買取金額に消費税10%を課税した額になります。また、応募状況によっては必ずしも希望数量を売払えない可能性があることに留意ください。

(2) 取引プラットフォームにおける取引見込み

応募の際には、買い取りを希望するクレジット数量の6割以上について、取引プラットフォームにおいて取引する計画を提出いただきます。6割に満たない計画書が提出された場合には審査対象外となります。

(3) 過去の売払いで買い取ったクレジットの売却実績

過去の売払い(※)で採択された事業者については、省エネクレジット及び再エネ(電力)クレジットそれぞれについて、採択数量の6割以上を取引プラットフォームにおいて売却した実績があることを応募要件とします。なお、実績の算出対象となるのは、今回の公募開始日の前営業日までに取引が成立(約定)したクレジットとします。また、過去の売払いで採択されたクレジットか否かは、採択時に買い取ったクレジットのシリアル番号で判断します。同一のシリアル番号のクレジットを複数回売却しても、初回の売却分のみが実績として算出できます。

※2事業年度以前、本公募開始日より3か月以内に公募開始した売払いで買い取ったクレジットは実績の算出の対象外とします。また、2023年5月以前に実施していたJ-クレジット制度事務局による入札販売で買い取ったクレジットについても算出対象外とします。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和6年8月2日(金)

締切日：令和6年8月29日(木)12時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、8. 問い合わせへ連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和6年8月7日(水)12時00分までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)  
「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和6年8月8日(木)11時00分

(3) 応募書類

①以下の書類を(4)により提出してください。

・申請書（様式1）

・企画提案書（クレジット流通計画書）（様式2）

・売却実績が確認できる資料

※取引プラットフォームにおいて売却した履歴、売却したクレジットのシリアル番号等が確認できるものを提出してください。

（例）東京証券取引所のカーボン・クレジット市場において売却した場合には、J-クレジット口座簿上の移転データ（口座簿上の移転履歴とスクリーンショット及び口座簿システムから移転履歴を出力したExcelファイル）

・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）

・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

②応募書類のうちの企画提案書（クレジット流通計画書）（様式2）の2.に記載する取引見込数量は、買い取りを希望する数量の6割以上の数量を記載ください。6割に満たない計画書を提出された場合には審査の対象外とします。

③令和5年度J-クレジット売払い（第1回・第2回）で採択された事業者が応募する際には、3.売却実績の欄に上記売払いで買い取ったクレジット量と、そのうち取引プラットフォームで売却した数量を記載ください。なお、記載した売却数量のうち、応募書類の売却実績が確認できる資料において、確認が取れない数量分は売却数量から除した上で売却実績量として受理します。

また、提出された売却実績量の真正性を確認するために、追加で資料提出を求める又は取引プラットフォームに問い合わせをする可能性がある点について、予めご了承ください。

④提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

⑤応募にあたって生じた費用については自己負担になります。また、売払いにあたってのクレジット移転にかかる費用等は採択者の負担となります。

⑥採択後、提案内容にあったクレジットの活用方法と大きく異なる方法での利用が判明した場合は、今後の売払いにおいて応募いただいた際に、その事実を勘案した上で審査します。

#### （4）応募書類の提出先

応募書類はメールにより8.記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

## 6. 審査・採択について

### （1）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案内容にかかる問合せ又は追加の資料提出をお願いする可能性があります。

### （2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

①2.の応募資格を満たしているか。

②J-クレジットの売買実績があるか（相対取引による実績より取引プラットフォームにおける実績をより評価する）。

- ③買い取ったクレジットの流通計画が、適正な価格形成に寄与するものとなっているか（取引見込量の多寡等を評価する）。
- ④過去に買い取ったクレジットの取引プラットフォームにおける売却実績がどの程度か（過去に買い取ったクレジット量のうち取引プラットフォームにおける売却量が占める割合を評価する）。
- ⑤取引を通じたクレジットの価格形成のために必要な体制が整備されているか。
- ⑥買取金額がどの程度であるか（※買取単価が高いほど評価する）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

7. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で売買契約を締結することになります。

8. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省 GXグループ 環境経済室、GX推進企画室  
担当：中山、内田、遠藤、高島  
TEL:03-3501-1770  
E-mail : bz1-carboncredit-market@meti. go. jp

お問い合わせは電話又は電子メールでお願いいたします。電子メールでお問い合わせいただく際は、件名（題名）を必ず「令和6年度 J-クレジット売払い」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上